

# あとわずか 無事故で締めて明るい新年を

ドライバーにとって一番危険な季節がやってきました。ふぶきの中を走ったり、路面が凍りついて思うように走れなかったり、突然のスリップに冷汗を流したり……いずれも一歩まちがえば事故につながるります。恒例の冬の交通事故防止運動は12月11日から1月10日まで一ヶ月間です。この運動は次のことを重点に行われます。

- スリップ事故の防止  
雪道ではスピードは控え目に、急ブレーキ、急ハンドルは危険
- 夜間事故の防止  
運転者は、歩行者、自転車に要注意。歩行者、自転車乗りは、明るい服装、反射テープを
- 踏切事故の防止  
踏切では必ず止まって左右確認を
- 冬期間臨時、駐車禁止  
除雪作業などのため、十二月一日から三月三十一日まで、次のところが駐車禁止です。
- 板井部落の村中  
○ 新大野駅前から、五区までの堤防沿い
- 大野町の市場通り
- 桜井自動車店から金巻本村の裏約百メートル

日から三月三十一日まで、次のところが駐車禁止です。



気をつけよう人も車も冬の道

## 国民年金の保険料は税金の控除対象に!!

ことし一年間に納めた国民年金の保険料は、サラリーマンの年末調整や自営業者などが確定申告をする時、その額がまるまる所得額から控除され、所得税が減額されます。十二月は、年末調整の月ですから、該当者は、この手続きを忘れずにしてください。

- 控除される額
- ① 定額保険料 五十二年一月から三月までは一カ月につき一、四〇〇円、五十二年四月から十二月までは一カ月につき二、一〇〇円。(定額保険料を一年間まるまる納めた場合は二四、〇〇〇円)
  - ② 付加保険料 五十二年一月から十二月まで一カ月につき四〇〇円。(付加保険料を一年間まるまる納めた場合は四、八〇〇円)
  - ③ 未納保険料や追納保険料の総額
- なお、不明の点は厚生課国民年金係におたずねください。

## 年末・年始の役場業務

十二月二十八日(木)午前中、大掃除午後から休務となりますので、ご用のある方は、年末休暇前に早めに済ませて下さい。

なお、新年は一月四日(木)仕事始め、午前中業務を行い、午後は休務となり、一月五日から平常通りの業務を行います。



# 母校へ記念碑

小林 吉平さん(北場)が寄贈



メートルもの大きな記念碑が建立され、登下校時児童の目をひいています。

この記念碑は、小林吉平さん(北場)が寄贈されたもので、学校

黒鳥小学校の校庭に「若い力」と刻まれた、高さ二

## 家族そろって元日マラソン大会に参加を!

昭和五十三年は、健康な体づくりと、スポーツに対する熱意を高める目的で、今年も次の要項で、元日マラソン大会を行います。

- 一、主催 町教育委員会・体育協会
- 一、コース
  - Aコース 塩原橋折返し 四km 中学生以上
  - Bコース 金巻記念寺折返し 二・二km 中学生以上

- 一、注意事項等
    - ① 走りやすい服装で参加のこと。
    - ② 交通危険ケ所には案内者を配置しますので、その指示に従うこと。
    - ③ 道路走行は左側とする。
    - ④ 空くじなしの福引あり。
    - ⑤ 当日は公民館や役場内に入らないこと。
    - ⑥ 当日、体調の悪い方は参加を遠慮下さい。
- [注] 荒天の場合中止します。

年末における登記所の事務は、十二月二十八日(木)まで取扱うこととなっており、年末には登記事件が急激に増加し、相当の混雑が予想されます。

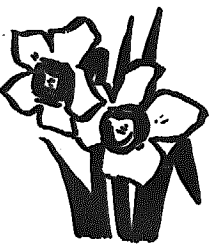
この調査は、最終日(即ち提出された事件は、年内に処理することができない場合も考えられますので、登記申請並びに謄本、抄本印鑑証明等の請求は、なるべく早めに行うようご協力願います。

なお、次の期日までに提出された事件については、極力年内に処理するようにいたしますから、でき得る限り期日までに提出されるようご協力下さい。

一、表示に関する事件のうち

- 実地調査を要するもの 十二月十五日(木)
- 実地調査を要しないもの 十二月十七日(土)

二、権利に関する事件 十二月二十三日(金)



大橋憲司さん(寺地) 五万円  
日本顕章会からの副賞を、社会福祉協議会へ

## 公給領収書

# 交付する、受領する習慣を身につけよう。

料理飲食等消費税並びに公給領収証はご存知と思いますが、料理飲食等消費税は「料理店、小料理店、バー、飲食店、旅館、その他これに類する場所」で飲食や宿泊等をしたときに利用料金に付し課税される税です。公給領収証とは、県で交付する領収用紙で「公給領収証」です。この制度が発足してすでに二十有余年を経過しました。この間皆様方のご協力により着実な成果を挙げ、所期の目的を達しつつありますが、なお一層の徹底を図るため、きたる十二月十日から一月九日までの一カ月間「公給領収証の完全交付、受領強調月間」です。この制度の趣旨をよく理解され、必ず交付する、受け取る習慣をつけましょう。

十月一日から、料理飲食等消費税が改正されて、免税点が引き上げられました。新しい免税点は次のとおりです。

⑧ 宿泊をし、追加飲食等が一人二千円以上の場合追加飲食の一〇%  
⑨ 宿泊がなく休憩、その他飲食を二千円以上の場合、利用料金の一〇%が課税されます。

区分	免税	課税	税率
料理店	なし	なし	10%
小料理店	なし	なし	10%
バー	なし	なし	10%
飲食店	なし	なし	10%
旅館	なし	なし	10%
その他	なし	なし	10%

## 確かな明日への基礎固め

### 工業統計調査に「ご協力」

工業統計調査は、明治四十二年に始められた伝統ある調査で、大正九年から毎年継続して行われてきました。

この調査は、我が国製造業のすがたや、製造活動の状況を明らかにすることを目的とし、調査の結果は、国民生活の広い分野で活用され、住みよい日本を築くために役立っています。

この調査は、毎年十二月三十一日現在で実施され、本年も十二月下旬から一月に調査員が伺いますので、趣旨をご理解いただき、正確で円滑な調査ができますよう、ご協力をお願いします。

## 消費生活

最近、商品の販売方法の多様化にもなつて様々な商品が、あの手、この手で私達のもとへ届けられます。

従来からの店舗販売に加えて、通信販売、訪問販売、マルチ商法など消費者は従出する新商法の対応にいとまがありません。これら無店舗販売を「特殊販売」と総称しています。

特殊販売にはもう一つ「ネガティブ・オプション」というのがあります。これは注文をしないの一方的に商品を送り付けてくるもので購入しない旨の明確な通知や商品の返送をしない限り、勝手に購入の意思ありと見なし、代金の請求をしつづける商法です。

一見、通信販売に似ていますが商品を送り付けられた人は、承諾しな限り何ら債務を負うものではないです。また返送する必要もありません。また返送する必要もありません。また返送する必要もありません。また返送する必要もありません。

## 善意に感謝

大橋憲司さん(寺地) 五万円  
日本顕章会からの副賞を、社会福祉協議会へ